



令和4年9月7日発行

なごや消費生活注意喚起情報【第7号】エステなどの長期にわたる契約は慎重に！

[発行：名古屋市消費生活センター]



脱毛、フェイシャル、痩身などのエステティック契約は、契約期間が長期にわたり金額も高額になりがちのため、トラブルが後を絶ちません。

■無料体験で話を聞くだけのつもりだったが、高額な契約をしてしまった。

脱毛エステに興味があり、話を聞きたくて無料のカウンセリングを申し込んだ。エステ店に出向いたら、「新成人キャンペーンの適用で半額になる」「ローンにすれば、卒業までに払い終わる」などと言われ、40万円の脱毛コース（18回）を36回払いのローンを組んで契約した。

【ケース1】自宅に帰って冷静に考えたら、高額な契約をしてしまったので後悔した。やめたい。

契約期間が1か月を超え金額が5万円を超えるエステ契約は、契約書を受け取ってから8日間はクーリング・オフが出来ます（特定商取引法）。ハガキやメールなどで、クーリング・オフの通知を出しましょう。ローンを組んでいる場合は、エステ店とローン会社の両方に出してください。

【ケース2】エステに通っていたが、忙しくなり通えなくなった。やめたい。

契約期間内であれば、未施術分を精算して中途解約ができます。

施術回数が残っていても、契約期間が過ぎてしまったら中途解約はできません。また、ローンの支払いが続いていても、契約期間が終了していると中途解約はできず、支払いをやることはできません。勧誘時に「いつまでも施術可能」「永久施術保証」などと言われても、契約期間が短い場合があります。契約前によく確認しましょう。

【ケース3】通っていたエステ店が倒産してしまった。今後のローンを支払いたくない。

エステ店が倒産しても、施術を受けた分は支払う必要があります。全ての施術が終わっている場合は、全額を支払うことになります。

契約期間内で未施術の回数が残っている場合、これまでの施術回数を証明する書類等を準備してローン会社に相談してください。契約期間を過ぎている場合は、今後の支払免除を認めてもらうことは困難です。

■エステ契約でトラブルにならないために

エステ契約は、1対1の個室の中で勧誘されることが多く、冷静な状態で判断できずに契約してしまいがちです。カウンセリングや無料体験に行くときは、「行ったその日に契約しない」「不要ならきっぱり断る」気持ちを持って話を聞きましょう。

エステ店の評判や施術についての情報は、事前に集めて比較しましょう。長期にわたる契約をするときには、生活が変わるなどして通いきれなくなることや、倒産のリスクもあることも念頭に置いてよく検討しましょう。

<こちらも参考に！>

「特定継続的役務提供（エステ、家庭教師、学習塾などの長期にわたるサービス）」（名古屋市消費生活センターウェブサイト・情報ナビ）

<https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/soudan/pickup/article/4>



■「困った」「おかしいかな?」と思ったときは

名古屋市消費生活センター Tel:052-222-9671 (くろーない)

月～土曜日(祝休日、年末年始を除く) 9時から16時15分まで

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

名古屋市消費生活センターウェブサイト「情報ナビ」 <https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>

Twitter <https://twitter.com/nagoyashishouhi>